



三重県公報

令和4年7月8日 (金)

第 326 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
48	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(防災企画・地域支援課)	2
告 示			
411	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	5
412	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	5
413	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	6
414	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師から指定の辞退の届出	(同)	6
415	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	6
416	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(道路企画課)	8
417	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	8
418	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
419	証紙の販売人の指定の取消し	(出納局)	9
選 管 告 示			
43	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	9
44	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	10
45	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動及び指定の取消しの届出	(同)	10
46	公職選挙法第161条第1項第3号の施設に変更があった旨の報告	(同)	11
47	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	11
48	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	12
49	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	12
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	13
	同伴	(同)	16

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年七月八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和四十年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表一（第二条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(一) 避難所</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、一人一日当たり三百三十円以内とする。</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>ク 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。</p> <p>(二) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>イ 建設型応急住宅</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置</p>	<p>別表一（第二条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(一) 避難所</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日当たり三百三十円以内とする。</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>ク 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。</p> <p>(二) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>イ 建設型応急住宅</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置</p>

のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、六百二十八万五千円以内とする。

(ハ) (ト) (略)

ロ (略)

一 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(一) 炊き出しその他による食品の給与

イ・ロ (略)

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千百八十円以内とする。

ニ (略)

(二) (略)

二 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ・ロ (略)

ハ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定する。

(イ) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万八千七百円	二万四千円	三万五千円	四万二千円	五万三千円	七千八百円
	円	円	円	円	円	円
冬季	三万四千円	四万八千円	五万五千円	六万五千円	八万二千円	一万二千三百円
	円	円	円	円	円	円

(ロ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千二百円	八千二百円	一万二千円	一万五千円	一万九千円	二千六百元
	円	円	円	円	円	円
冬季	九千二百円	一万二千円	一万五千円	一万九千円	二万三千六百円	三千六百元
	円	円	円	円	円	円

のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、五百七十一万四千円以内とする。

(ハ) (ト) (略)

ロ (略)

一 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(一) 炊き出しその他による食品の給与

イ・ロ (略)

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千百六十円以内とする。

ニ (略)

(二) (略)

二 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ・ロ (略)

ハ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定する。

(イ) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万八千八百円	二万四千円	三万五千円	四万二千円	五万三千円	七千九百円
	円	円	円	円	円	円
冬季	三万二千四百円	四万八千円	五万五千円	六万五千円	八万二千円	一万四千四百円
	円	円	円	円	円	円

(ロ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千三百円	八千三百円	一万二千円	一万五千円	一万九千円	二千六百元
	円	円	円	円	円	円
冬季	九千二百円	一万二千円	一万五千円	一万九千円	二万三千六百円	三千六百元
	円	円	円	円	円	円

	九百三十八千七千
	円九百三百百四
ニ (略)	
四・五 (略)	
六 被災した住宅の応急修理	
イ (略)	
ロ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。	
(イ) (ロ)に掲げる世帯以外の世帯	六十五万五千円
(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	三十一万八千円
ハ 住宅の応急修理は、災害発生の日から三箇月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内)に完了すること。	
七 (略)	
八 学用品の給与	
イ・ロ (略)	
ハ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。	
(イ) (略)	
(ロ) 文房具費及び通学用品費	
小学校児童 一人当たり	四千七百円
中学校生徒 一人当たり	五千円
高等学校等生徒 一人当たり	五千五百円
ニ (略)	
九 埋葬	
イ・ロ (略)	
ハ 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万三千八百円以内、小人十七万九千円以内とする。	
ニ (略)	
十・十一 (略)	
十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	
イ (略)	
ロ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たりの平均	

	円三千八千九百七千
	円四百百六
ニ (略)	
四・五 (略)	
六 被災した住宅の応急修理	
イ (略)	
ロ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。	
(イ) (ロ)に掲げる世帯以外の世帯	五十九万五千円
(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	三十万円
ハ 住宅の応急修理は、災害発生の日から一箇月以内に完了すること。	
七 (略)	
八 学用品の給与	
イ・ロ (略)	
ハ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。	
(イ) (略)	
(ロ) 文房具費及び通学用品費	
小学校児童 一人当たり	四千五百円
中学校生徒 一人当たり	四千八百円
高等学校等生徒 一人当たり	五千二百円
ニ (略)	
九 埋葬	
イ・ロ (略)	
ハ 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とする。	
ニ (略)	
十・十一 (略)	
十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	
イ (略)	
ロ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たりの平均	

<p>が十三万八千三百円以内とする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>十二 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p> <p>イ 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(イ) 被災者(法第四条第二項の救助にあつては避難者)の避難</p> <p>(ロ) (ト) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>が十三万七千九百円以内とする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>十二 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p> <p>イ 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(イ) 被災者の避難</p> <p>(ロ) (ト) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和四年四月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 411 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和4年7月8日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470102670	訪問介護事業所 ひまわりケアサービス はりま	三重県桑名市播磨 2505-2 大和ビル1F1号	株式会社ひまわりケアサービス	令和4年7月1日	訪問介護
2470506409	訪問介護ステーション トム	三重県津市浜見町 330 番地 104	合同会社武蔵	令和4年7月1日	訪問介護
2471301529	訪問介護ステーション 結明の丘	三重県名張市夏見 2639 番地	株式会社謙康会	令和4年7月1日	訪問介護
2460190297	れんか訪問看護ステーション	三重県桑名市伝馬町 49	KC株式会社	令和4年7月1日	訪問看護
2460590462	くうねる訪問看護ステーション	三重県津市上浜町一丁目 92-19	株式会社K u - n e l	令和4年7月1日	訪問看護
2460890201	訪問看護ステーション 灯	三重県伊勢市小俣町本町 1277 番地	合同会社c h r o n o s	令和4年7月1日	訪問看護
2461390136	訪問看護ステーション 結明の丘	三重県名張市夏見 2639 番地	株式会社謙康会	令和4年7月1日	訪問看護
2470704137	デイサービスセンタースマイル	三重県松阪市立野町 801-1	特定非営利活動法人スマイルタウン	令和4年7月1日	通所介護
2472801808	デイサービスつどい	三重県度会郡玉城町佐田 1102 番地 1	株式会社ゆう	令和4年7月1日	通所介護

三重県告示第 412 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和4年7月8日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
-----------	--------	---------	------	--------------	---------

2460190297	れんか訪問看護ステーション	三重県桑名市伝馬町 49	K C 株式会社	令和 4 年 7 月 1 日	介護予防 訪問看護
2460590462	くうねる訪問看護ステーション	三重県津市上浜町一丁目 92-19	株式会社 K u - n e l	令和 4 年 7 月 1 日	介護予防 訪問看護
2460890201	訪問看護ステーション 灯	三重県伊勢市小俣町本町 1277 番地	合同会社 c h r o n o s	令和 4 年 7 月 1 日	介護予防 訪問看護
2461390136	訪問看護ステーション 結明の丘	三重県名張市夏見 2639 番地	株式会社謙康会	令和 4 年 7 月 1 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第 413 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 4 年 7 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831 番地	富岡 大資	心臓機能障害
三重大学 整形外科	津市江戸橋 2-174 整形外科学	千賀 佳幸	肢体不自由
松阪市民病院	松阪市殿町 1550 番地	安井 浩樹	呼吸器機能障害
桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3 丁目 11 番地	山本 和歌子	肢体不自由 呼吸器機能障害
藤田医科大学 七栗記念病院	津市大鳥町 424-1	角田 哲也	平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
市立四日市病院	四日市市芝田 2 丁目 2-37	坪井 俊樹	じん臓機能障害
青木記念病院	桑名市中央町 5 丁目 7 番地	池内 一磨	肢体不自由
市立四日市病院	四日市市芝田 2 丁目 2-37	中瀬 裕貴子	じん臓機能障害
坂井橋クリニック	桑名市星川 1011-1	廣田 敦也	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町 112-1	坂口 充弘	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
花の丘病院	松阪市山室町 707-3	清水 康裕	平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	小倉 英	肝臓機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	佐々木 拓	視覚障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	鶴賀 龍樹	呼吸器機能障害

三重県告示第 414 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 4 年 7 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038	鈴木 慶亮

三重県告示第 415 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 7 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(4)の表に次のように加える。

13	カーボンニュートラル実現に向けた成長産業育成・業態転換に係る技術開発支援事業補助金	県内ものづくり中小企業が行うカーボンニュートラル実現に向けた成長分野への事業拡大、新規参入、業態転換に係る技術開発の取組を支援することで、本県のものづくり産業の競争力強化を図る。	次世代自動車、蓄電池、カーボンリサイクル・マテリアル、新エネルギー、情報分野等、カーボンニュートラル実現に向け、今後成長が期待される分野への事業拡大、新規参入、業態転換を目的として行う技術開発（製品化を含む。）に要する経費	別に定める。	別に定める。
14	三重県省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金	県内の中小企業等が原油価格、電気・ガス料金の高騰等の影響を克服するため、性能の優れた省エネ機器への更新、自己消費用再生可能エネルギー発電装置等の設置への取組を支援することで、エネルギーコストの削減を図る。	省エネ機器への更新及び再生可能エネルギー発電装置等の設置に要する費用	別に定める。	県内中小企業者等

別表 2 中第 11 号の項を第 13 号の項とし、第 8 号の項から第 10 号の項までを 2 項ずつ繰り下げ、

「

3	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に定める処分制限期間に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
4	電源立地地域対策交付金（水力枠）		
5	石油貯蔵施設立地対策等交付金		
6	ものづくり企業競争力強化事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数	
7	中小企業支援「新たな日常」対応補助金		

を

「

3	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に定める処分制限期間に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
4	電源立地地域対策交付金（水力枠）		
5	石油貯蔵施設立地対策等交付金		
6	ものづくり企業競争力強化事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数	
7	中小企業支援「新たな日常」対応補助金		
8	カーボンニュートラル実現に向けた成長産業育成・業態転換に係る技術開発支援事業補助金		
9	三重県省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金		

に改める。

」

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 416 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占有を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路企画課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 8 日

三重県知事 一見勝之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般県道	上野鈴鹿線	鈴鹿市安塚町から鈴鹿市飯野寺家町まで
一般県道	上野鈴鹿線	鈴鹿市桜島町から鈴鹿市安塚町まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有制限の開始日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有制限の理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有制限の開始日

令和 4 年 7 月 8 日

三重県告示第 417 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 8 日

三重県知事 一見勝之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市関町古厩字西沖 10 番 1 地先から 亀山市関町古厩字西沖 12 番 1 地先まで	旧	10.6~18.3	126.6
	新	12.5~24.3	126.6

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 老ヶ野古田青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町八知字マキガ尾 2284 番 17 地先内	旧	4.4~7.1	47.5
	新	27.4~71.9	47.5

三重県告示第 418 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 8 日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鈴鹿芸濃線	鈴鹿市三宅町字別所 1681 番 1 地先から 鈴鹿市三宅町字別所 1687 番 1 地先まで	令和 4 年 7 月 13 日

県道 鈴鹿芸濃線	鈴鹿市三宅町字別所 4456 番地先から 鈴鹿市三宅町字別所 4457 番地先まで	令和 4 年 7 月 13 日
県道 二本木御衣田線	津市白山町二本木字野田 4365 番 5 地先から 津市白山町二本木字岩井戸 4429 番 5 地先まで	令和 4 年 7 月 8 日
一般国道 167 号	志摩市磯部町穴川字土橋 895 番 435 地先から 志摩市磯部町穴川字土橋 1175 番 1 地先まで	令和 4 年 7 月 11 日
県道 阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町字春尻 1049 番地先から 鳥羽市浦村町字春尻 1058 番 2 地先まで	令和 4 年 7 月 8 日
県道 名張青山線	名張市滝之原字中山 3820 番 1 地先から 名張市滝之原字中山 3798 番 1 地先まで	令和 4 年 7 月 11 日

三重県告示第 419 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定による販売人の指定を、次のとおり取り消します。

令和 4 年 7 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称及び住所	販 売 所		取 消 年 月 日
	名 称	所 在 地	
ダイヤリックス株式会社 四日市支社 四日市市塩浜町 1 番地	ダイヤリックス株式会社 四日市支社 営業部	四日市市東邦町 1 番地	令和 4 年 7 月 31 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 43 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 7 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
参政党三重支部	菊 池 慶 祐	杉 本 奈 央	鈴鹿市神戸五丁目 2-10	令和 4 年 5 月 12 日	
深水美和子後援会	深 水 美 和 子	大 西 紀 宏	多気郡多気町多気 5-2	令和 4 年 6 月 8 日	
村田あつと後援会	村 田 あ つ と	村 田 康 郎	度会郡大紀町阿曾 325-2	令和 4 年 4 月 7 日	
森川とおる後援会	船 見 忠 美	廣 田 篤 是	伊賀市阿山ハイツ 1440-13	令和 4 年 5 月 12 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党桑名市支部	山 本 佐 知 子	会計責任者	加 藤 陽 一	飯 田 一 美	令和 3 年 7 月 31 日	政党
立憲民主党三重県第 1 区総支部	中 川 正 春	代表者	中 川 正 春	松 田 直 久	令和 4 年 4 月 21 日	政党
立憲民主党三重県	中 川 正 春	代表者	中 川 正 春	坊 農 秀 治	令和 4 年	政党

第4区総支部 いきいき党	山原博之	政治団 体の名 称	いきいき党	いつもいきいき 四日市の会	4月21日 令和4年 4月1日
川崎二郎後援会	中村信通	国会議 員関係 政治団 体の区 分	国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	法第19条の7 第1項第2号に 係る国会議員関 係政治団体	令和3年 10月22日
幸福実現党四日市 後援会	小川恭彦	代表者	小川恭彦	山中浩史	令和3年 12月22日
鈴鹿歯科医師会	元橋庸好	代表者	元橋庸好	笠井方尋	令和3年 6月16日
		会計責 任者	元橋庸好	笠井方尋	
全国小売酒販政治 連盟三重県支部	西田孝行	代表者	西田孝行	小倉孝昭	令和4年 2月24日
		会計責 任者	西田孝行	小倉孝昭	
中川哲雄後援会	中川進吾	代表者	中川進吾	安沢好也	令和4年 2月23日
		会計責 任者	谷尚典	早川幸子	
三重県宅建政治連 盟	後藤明德	会計責 任者	檜井孝明	富士松洋也	令和4年 5月26日
三重県土地改良政 治連盟	末松則子	代表者	末松則子	亀井利克	令和4年 4月1日

三重県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

令和4年7月8日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	中西正洋 備考
亀井利克後援会	亀井利克	令和4年5月26日	
中村良子後援会	中村良子	令和3年12月31日	
名張みらい21研究会	亀井喜久雄	令和4年5月26日	
森川徹後援会	永井弘	令和4年3月31日	

三重県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出及び同項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和4年7月8日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋					
1 資金管理団体の異動	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
	北川裕之	市民派政治 創造クラブ	公職の種類 市長	県議会議員	令和4年 3月9日

2 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
亀井利克	亀井利克後援会	令和4年 5月26日
中村良子	中村良子後援会	令和3年 12月31日

三重県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の施設に変更があった旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和4年7月8日

選挙管理委員会名	施設名	所在地	変更年月日
津市選挙管理委員会	(変更前) 津市美杉竹原体育館 (変更後) 旧竹原小学校	津市美杉町竹原 2796 番地	令和4年6月1日
津市選挙管理委員会	(変更前) 津市美杉伊勢地体育館 (変更後) 旧伊勢地小学校	津市美杉町石名原 1581 番地 2	令和4年6月1日
津市選挙管理委員会	(変更前) 津市美杉多気体育館 (変更後) 旧多気小学校	津市美杉町上多気 1042 番地 5	令和4年6月1日
津市選挙管理委員会	(変更前) 津市美杉下之川体育館 (変更後) 旧下之川小学校	津市美杉町下之川 6098 番地 2	令和4年6月1日
津市選挙管理委員会	(変更前) 旧太郎生小学校体育館 (変更後) 旧太郎生小学校	津市美杉町太郎生 2128 番地 1	令和4年6月1日

三重県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年7月8日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示
公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成13年三重県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
津市	<u>旧竹原小学校</u>	津市美杉町竹原 2796 番地	津市	<u>津市美杉竹原 体育館</u>	津市美杉町竹原 2796 番地
津市	<u>旧伊勢地小学</u>	津市美杉町石名原	津市	<u>津市美杉伊勢</u>	津市美杉町石名原

津市	<u>校</u>	1581番地2	津市	<u>地体育館</u>	1581番地2
	<u>旧多気小学校</u>	津市美杉町上多気		<u>津市美杉多気</u>	津市美杉町上多気
津市		1042番地5	津市	<u>体育館</u>	1042番地5
	<u>旧下之川小学</u>	津市美杉町下之川		<u>津市美杉下之</u>	津市美杉町下之川
(略)	<u>校</u>	6098番地2	(略)	<u>川体育館</u>	6098番地2
	(略)	(略)		(略)	(略)
津市	<u>旧太郎生小学</u>	津市美杉町太郎生	津市	<u>旧太郎生小学</u>	津市美杉町太郎生
(略)	<u>校</u>	2128番地1	(略)	<u>校体育館</u>	2128番地1
	(略)	(略)		(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 48 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 4 年三重県選挙管理委員会告示第 21 号は、廃止します。

令和 4 年 7 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

50 分の 1 の数 29,532

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 284,573

三重県選挙管理委員会告示第 49 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 4 年三重県選挙管理委員会告示第 20 号は、廃止します。

令和 4 年 7 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	75,334
四 日 市 市	84,956
伊 勢 市	34,916
松 阪 市	44,244
桑名市・桑名郡	39,783
鈴 鹿 市	53,286
名 張 市	21,634
尾鷲市・北牟婁郡	9,264
亀 山 市	13,185
鳥 羽 市	5,125
熊野市・南牟婁郡	10,082
いなべ市・員弁郡	19,177
志 摩 市	13,911
伊 賀 市	23,899
三 重 郡	18,188
多 気 郡	12,854
度 会 郡	12,359

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年7月8日

三重県警察本部長 佐野 朋 毅

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県警察本部で使用する電気（予定使用量）2,586,800 kWh
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。
- (3) 使用期間
令和4年11月1日（火）0時から令和5年10月31日（火）24時まで
- (4) 需要場所
三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部
- (5) 業種
官公署（事務所）
- (6) 供給計画等
調達説明書（仕様書）に示すとおり。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 令和4年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
 - オ 小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者）にあっては供給実績があること（電気事業法第3条の規定に基づく一般送配電事業の許可を受けている者を除く。）。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和4年8月2日（火）11時までに、本システムにより本入札に参加する場合にあっては本システムに登録し、書面に

より本入札に参加する場合にあつては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、令和4年8月26日(金)17時までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者(小売電気事業者)が、令和4年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和4年度年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類
- 5 入札手続等に関する事項

(1) 担当所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 西岡

電話 059-222-0110(内線)2265 ファクシミリ 059-226-9917 電子メール eckenkei@pref.mie.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和4年8月2日(火)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合、令和4年8月9日(火)までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合、令和4年8月9日(火)までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年8月22日(月)13時まで

イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年8月22日(月)13時

なお、入札書は令和4年8月15日(月)から同月22日(月)13時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 三重県警察本部で使用する電気（単価契約）入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年8月22日（月）13時15分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部入札室

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、令和4年8月15日（月）15時までに(1)の場所へ連絡してください。

なお、立会いをする方は、入札参加資格確認結果の通知（証明書等審査結果通知書）（写し可）を持参してください。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらの者を「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Electricity (approx. 2,586,800kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters
- (2) Supply period:
From 0:00 A.M. on Tuesday, November 1, 2022 to 12:00 P.M. on Tuesday, October 31, 2023.
- (3) Supply place:
Main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters
- (4) Bid submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M. on Monday, August 22, 2022.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, August 15, 2022 and 1:00 P.M. on Monday, August 22, 2022.
- (5) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:15 P.M on Monday, August 22, 2022.
- (6) Managing Authority :
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan
TEL:059-222-0110 EXT. 2265

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 4 年 7 月 8 日

三重県警察本部長 佐野 朋 毅

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県運転免許センターで使用する電気（予定使用量）1,109,900 kWh
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。
- (3) 使用期間
令和 4 年 10 月 1 日（土）0 時から令和 5 年 9 月 30 日（土）24 時まで
- (4) 需要場所
三重県津市垂水 2566 番地 三重県運転免許センター
- (5) 業種
官公署（事務所）
- (6) 供給計画等
調達説明書（仕様書）に示すとおり。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 令和4年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
- オ 小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者）にあっては供給実績があること（電気事業法第3条の規定に基づく一般送配電事業の許可を受けている者を除く。）。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和4年8月2日（火）11時までに、本システムにより本入札に参加する場合にあっては本システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、令和4年8月26日（金）17時までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（小売電気事業者）が、令和4年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和4年度年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班
電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 西岡

電話 059-222-0110 (内線) 2265 ファクシミリ 059-226-9917 電子メール eckenkei@pref.mie.jp

- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じ。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から令和4年8月2日(火)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合、令和4年8月9日(火)までに本システム上で通知を行います。
② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合、令和4年8月9日(火)までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年8月22日(月)13時まで
イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和4年8月22日(月)13時
なお、入札書は令和4年8月15日(月)から同月22日(月)13時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地
宛 先 津塔世橋郵便局留め
受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係
案件名 三重県運転免許センターで使用する電気(単価契約)入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和4年8月22日(月)13時30分
場所 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部入札室
入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、令和4年8月15日(月)15時までに(1)の場所へ連絡してください。
なお、立会いをする方は、入札参加資格確認結果の通知(証明書等審査結果通知書)(写し可)を持参してください。
- (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を記載するものとします。
イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらの者を「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生

法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 1,109,900kWh) to be used in the main buildings of the Driver's license Center, Mie prefectural police

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Saturday, October 1, 2022 to 12:00 P.M. on Saturday, September 30, 2023.

(3) Supply place:

Main buildings of the Driver's license Center, Mie prefectural police

(4) Bid submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M. on Monday, August 22, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, August 15, 2022 and 1:00 P.M. on Monday, August 22, 2022.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:30 P.M on Monday, August 22, 2022.

(6) Managing Authority :

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan

TEL:059-222-0110 EXT. 2265

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
